

大阪社会保障推進協議会との協議等議事録（要旨）

住吉区役所 総務課

1 日 時 令和 8 年 3 月 17 日（火） 午後 2 時 00 分 ～ 午後 4 時 00 分

2 場 所 住吉区役所 第 4 会議室

3 団 体 名 大阪社会保障推進協議会

4 協議等の趣旨 2025 年度大阪市 24 区キャラバン行動要望書についての要望

5 出 席 者

（団体側）

代表者 他 5 名

（本 市）

住吉区 課長 5 名、課長代理 5 名 係長 2 名 計 12 名

6 議 事

（1）国民健康保険について（項目番号 5）

団体要望概要

- ① 事業者の営業不振にかかる減免の申請手続きについて、見込みで作成した収支内訳書（所得税申告様式）の提出が必須とされていたが、福祉局との協議の中で実は必須ではない事が明らかになった。住吉区での取扱いはどのようにされているか。
- ② 大阪市の減免申請書の様式が事業所得の方には非常に記入しづらい内容となっている。もっと簡易な様式で対応している市もある。保険料が統一されたのであれば減免申請書も統一されるべきであり、もっと簡易で申請をしやすい様式に変更してほしい。
- ③ 国民健康保険運営協議会の委員を増員するなどして事業者団体の参加を促し、地元の声を反映するようにしてほしい。
- ④ 基金について、保険料の引き下げのために活用する方法を検討してほしい。

本市説明概要

- ① 当区においては見込みで作成した収支内訳書（所得税申告様式）の提出を必須としてお願いをしていましたが、収支内訳書（税申告様式）に準じた内容

が記載されていれば、その資料をもって提出書類とさせていただきます。

- ② 事業所得の方には申請しづらい様式というご意見は昨年も伺っています。減免申請時には職員が事情等を伺いながら記入方法含め丁寧に対応をさせていただきます。ご意見は福祉局へお伝えします。
- ③ ご意見は福祉局へお伝えします。
- ④ ご意見は福祉局へお伝えします。

(2) 健康診断について（項目番号 6）

団体要望概要

- ① 住吉区の 2025 年度、特定健診の受診目標を教えてください。
- ② 2025 年度の特定健診受診目標が、大阪市は 29%と府内の市町村の中で最も低い目標です。来年度の目標を大幅に引き上げるように、大阪市に要請してください。
- ③ 住吉区の広報に、がん検診も含めた検診の受診を呼びかける記事をもっと増やしてください。
- ④ 健康診断の受診を呼びかけるポスターなどを作成してください。住吉区で作成が難しければ、大阪市に要請してください。

本市説明概要

- ① 24 区共通で前年度を上回ることを目標としています。先日行われた会議では推定値ではあるが、ほぼ 24 区で前年度を上回る見込みであるとのことであった。
- ② 目標を上げることより、福祉局としては受診勧奨に力を入れ、目標達成を目指しています。
- ③ 毎月発行している広報紙に受診勧奨の記事を掲載しています。令和 8 年度の検診日程等が決まったこともあり、令和 8 年 3 月の広報紙の 1 面を利用し、大きく記事を掲載しました。
- ④ 区役所以外で特定健診を行っている 4 地域には、健診日が近づくと地域の広報版にポスターを掲示している。また、府医師会を通じて各医療機関にもポスターを掲示しています。

(3) 災害対策について（項目番号 10）

団体要望概要

- ① 小学校の和式トイレを洋式トイレにしてほしい。
- ② 近くのビルやマンションに高齢者が安全に避難できるようにしてほしい。

- ③ 市営住宅にトイレやテントを配備してほしい。

本市説明概要

- ① 小学校のトイレについては、教育委員会の所管になるが、住吉区内の小学校における洋式トイレ率は、全体で 66%（令和 6 年度末時点）と聞いています。
なお、災害発生時、トイレが使用できない場合に備え、避難所に簡易トイレ 12 基、排便処理セット 1600 セットを備蓄しています。
- ② 水害時避難ビルについては、111 施設、177 棟指定しているが、市営住宅が主であり、民間のマンションはオートロックなどもあり、なかなか難しいのが現状です。
- ③ すでに水害時避難ビルには、布担架（1 基）、簡易トイレ（2 基）、汚物処理セット（200 セット）、簡易テント（2 基）を配備しています。

（4）生活保護について（項目番号 7）

団体要望概要

- ① 住吉区の生活保護受給者において、鍼灸・マッサージそれぞれの利用者数を回答ください。
また、そのうち、鍼灸・マッサージそれぞれの往診件数を回答ください。
- ② 「施術同意確認書」を直ちに撤廃してください。

2022 年 5 月 31 日に大阪市の福祉局の課長と面談し、「施術同意確認書」の運用の根拠は、医療扶助運営要綱の「適宜実施して差し支えない…」であることが明かされました。

この全文を読めば、冒頭に「厳格に守られることが要請される」とし、あくまで現行の仕組みに沿って「生活保護における鍼灸の保険運用」が求められます。

すなわち、「傷病届」、「はりきゅうの要否意見書」、この二点で医療券を発行することは「全国統一的事務処理」に属することです。大阪市は「施術同意確認書」を法的根拠もなく要件扱いとし、この書類提出がなければ、「医療券」を発行しないという基本的運用を行っています。

こうした運用は、「適宜実施して差し支えない」程度の「工夫」ではなく、運用方針を口実にして、生活保護受給者に対し「法律上義務のないことをおこなわせ」ています。

公務員による職権の濫用の疑いがあります。また、これまで大阪市は「すべての申請において要件とはしていない」としてはいますが、申請の際に恣意的に求める権限があるわけではありません。

自治体での裁量の枠を超えており、申請はあくまで「はりきゅうの要否意見書」

で処理し、「施術同意確認書」を施術券発行の要件とすることは止めて下さい。

- ③ 医師の同意日からの施術を認めてください。

生活保護における鍼灸の施術開始は「施術の給付を必要と認めたとき(生活保護手帳 2022 年度版 P505)」からとされていますが、「医師の同意日」が医療専門の意見です。

このことから「認め」る内容として、「医師の同意日」を踏まえ、施術開始は「医師の同意日」まで遡って認めること。なお、2012 年、厚労省が通知した疑義解釈資料によるとすみやかに開始するとされています。

- ④ 生活保護受給者が遺族の保険金を一括して受け取る事案があった。担当ケースワーカーが本人へ生活保護を一旦打ち切りと伝え、本人の同意を得ないまま、通院先の医療機関に対し「生活保護は打ち切りとなった。今後は自費で受診させるように」との連絡を行った。医療機関から本人へ確認が入ったことから、担当ケースワーカーに抗議し、面談の場が設けられ、最終的に謝罪された。

問題は、担当ケースワーカーの単独判断で、本人同意のないまま医療機関へ連絡が行われ、本人および関係機関に不安を与えたことです。

こうした事案は稀かとは思いますが、対応としての内規は存在するのか、無いのなら作ってほしい。

- ⑤ いのちの砦裁判に勝訴した案件で、追支給の現状はどうなっているのか説明を求めたい。
- ⑥ 生活保護法第 8 条に基づく医療扶助運営要領別紙 4 の 4 にある、10 月改定以降の「はり・きゅうの算定方法」を遵守して下さい。(意見のみ)
- ⑦ 内科医の同意も「医師の同意」として認めてください。

鍼灸の保険適用疾患(神経痛 リウマチ 腰痛症 五十肩 頸腕症候群 頸椎捻挫後遺症 その他)に対し、国は「整形外科医に限定したものではなく、現に治療を受けている医師」からの同意を求めています。上記の一部病名に対し、整形外科の受診を強要する場面が見受けられます。国の方針に従い、適切な運用をお願いします。(意見のみ)

本市説明概要

- ① 鍼灸：35 人、マッサージ：41 人。そのうち、往診件数は鍼灸：25 人、マッサージ：40 人（直近の受診者）。
- ② 厚生省社会局保護課長通知（昭和 48 年 4 月 1 日 社保第 63 号）に、はり・きゅう給付の継続について「初療の日から 6 か月を経過したものについては、引き続き、当該施術を必要とする旨の医師の同意があり、治療効果が認められ、さらに継続の必要があるもの等真にやむえないことが判断しうるものに限り、給付の継続を認めて差し支えないこと。」とあります。当区と

しては嘱託医が治療効果や継続の必要性を審査するにあたって、施術同意確認書の提出を依頼しています。その他の書類（診断書等）で審査する場合は料金が発生する場合や、記載内容の不備により確認に時間を要することがあるため、施術同意確認書を推奨しております。

- ③ 医師の同意日以降、申請書の提出があった場合は、速やかに給付の決定をするよう業務にあたっています。はり・きゅうの給付については、厚生省社会局保護課長通知（昭和 48 年 4 月 1 日 社保第 63 号）に「通常緊急性が乏しいと考えられる」という記載があります。また事務手順には「嘱託医審査を経てから給付を決定すること」と決められていますので、嘱託医の審査日以前に遡りができないという取扱いについても福祉局に確認を取っています。
- ④ 生活保護の廃止に伴う事務手続きについては、福祉局が定める手順に基づき、適正に行っています。ご本人に対し保護廃止の手続き時に、健康保険への加入の説明を行ったのち、医療機関に対し、生活保護医療扶助費として請求しないように連絡をしています。上記のような事案が発生しないように廃止時の様式にチェック欄を設けていますので、改めて廃止時の説明について周知徹底を図ってまいります。
- ⑤ 原告 3 世帯に対しては、年度内に支給予定です。その他の世帯については、早くて令和 8 年 5 月からの支給になると思われます。

（５）介護保険および介護保険料減免について（項目番号 2・3）

団体要望概要

- ① 介護保険は国の制度で、国庫の負担割合も決まっている。大阪市の回答でも国の負担割合の引き上げを要望するということが書かれているが、引き続き要望してほしいこととあわせて、一般財源からの投入は適当でないと国から示されているが大阪市独自として繰り入れをしてほしい。
- ② 介護保険料の減免の申請数はどのぐらいであったのか。減免の制度についてもっと周知してほしい。高齢者にはホームページより紙のほうが伝わる。
- ③ 補聴器購入助成制度は令和 7 年度の新規事業であるが、申請に関しての要件は緩和されたが、書類が多く助成金額も少ないので申請を放置しがちである。「耳の聞こえにくさ」は認知症にもつながるので、より使いやすい制度にしてほしい。申請は本庁ではなく区役所で受け付けてほしい。区役所にも問い合わせはありますか。

本市説明概要

- ① ご意見は福祉局へお伝えします。
- ② 令和 6 年度の住吉区の減免の申請数については、所得減少 180 件、給付制

限 1 件、生活困窮 360 件です。住吉区では窓口で減免周知用のチラシも配架しており、引き続き制度の周知に努めます。ご意見は福祉局へお伝えします。

- ③ 補聴器購入助成制度について受付から決定までを含め業務のすべてを福祉局で行っています。区役所窓口でのお問い合わせの際にはご説明の上申請書類をお渡ししています。ご意見は福祉局へお伝えします。

(6) 交通施策について (項目番号 12)

団体要望概要

- ① バス停に屋根や椅子を設置してほしい。
- ② 福祉バスは、区として予算措置できるのか。
- ③ オンデマンドバスの 1 か月の利用者数はどれくらいか。

本市説明概要

- ① 大阪シティバスが運営しておりますので、そちらにご要望いただくことになります。
- ② 住吉区でコミュニティバスを運行していくことについては、他区の状況を見ましても、利用率や収益性を考えますと実施は困難であると考えております。
- ③ 1 か月で 1000 人くらいです。